

埋蔵文化財最新発掘調査情報

◆朝霞市では、現在70か所の遺跡が存在しています。

川や緑が多く都心にも近い朝霞市においては、宅地造成やマンション建設など大規模開発工事が多いため、記録保存のための発掘調査が数多く行われています。そのなかで、最新の調査成果をお伝えします。

また、前号まで69か所とお伝えしてきた朝霞の遺跡ですが、今回新たな遺跡が確認され、8月より70か所となりました。詳細は、裏面をご覧ください。

いなりやま・ごうどいせき 稲荷山・郷戸遺跡第12地点

調査地：朝霞市根岸台八丁目地内
期間：令和5年7月25日～8月16日
調査面積：101.67㎡

新しい遺跡が見つかったんだって！



©むさしのフロントあさか

◆今回の調査では、住居跡1軒、土坑4基、ピット等が確認されました。遺物は、縄文土器、弥生土器、土師器が出土しました。

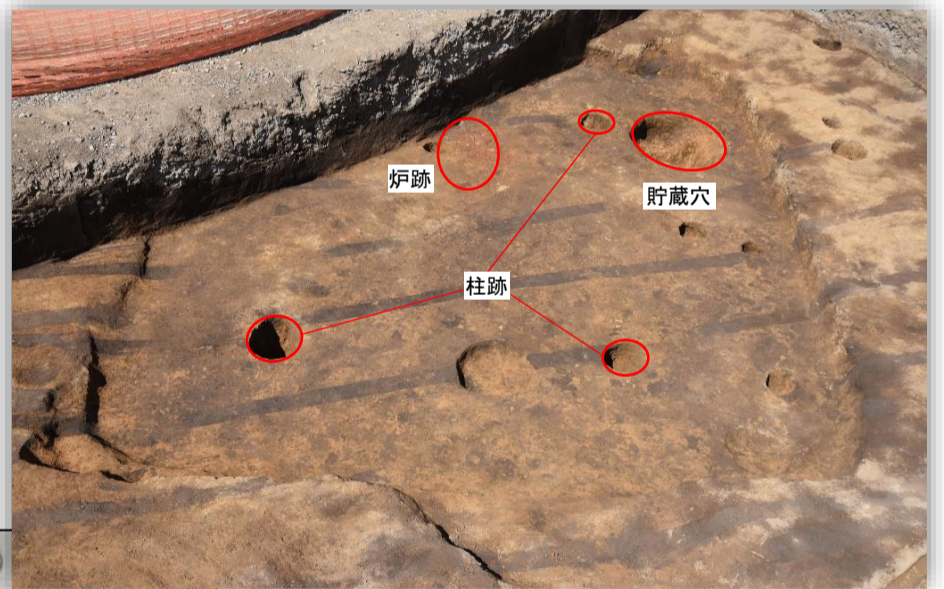
住居跡は、北西角が道路側（調査区外）へ延びているため全容は確認できませんでしたが、長軸約5.3m×短軸約4.5mのやや縦に長い隅丸方形（すみまるほうけい）を呈していました。

附属施設として、炉跡1基、貯蔵穴1基、柱の跡と考えられるピットが3基（1基は調査区外）、また硬化面と呼ばれる硬く締まった床面も確認されました。

住居跡の時期は、貯蔵穴から出土した土器片から、弥生時代終末～古墳時代前期と考えられます。本地点の北側に位置する第11地点からも同時期の住居跡数軒が確認されていることから、同集落範囲が本地点まで延びていたものと考えられます。



稲荷山・郷戸遺跡第12地点 位置図



検出された住居跡



全景写真



貯蔵穴出土の土器

🔦 新しく発見された遺跡 ー朝霞市 No.75 原畑遺跡ー

◆現在、文化財保護法では周知の埋蔵文化財包蔵地（いわゆる遺跡）の中で土木工事等の開発事業を行う場合には、前もって教育委員会に届出が必要であり、さらに確認調査（試掘調査）を行うことで、実際に確認された遺跡が無秩序に壊されることがないように保存できるかできないかの判断をしています。確認された遺跡を現状のまま保存できる場合は保護層を設け現状保存をしてもらい、やむを得ず遺跡を現状のまま保存できない場合は記録保存として発掘調査を行います。

今回、当該地は埋蔵文化財包蔵地ではありませんでしたが、開発計画の中で、前もって調査をして欲しいとの協力依頼があったことから教育委員会で試掘調査を行いました。

その結果、非常に古い掘り込みが数基確認され、精査したところ遺構であり、この地にも遺跡が広がっていると判断したことから新たに埋蔵文化財包蔵地となりました。

朝霞市では、その土地の小字から包蔵地名（遺跡名）を決定しており、当該地が「原畑」という小字名であったことから、令和5年8月に「原畑遺跡」として70番目の埋蔵文化財包蔵地となりました。

そして、今回は工事の工法上、現状保存できず遺跡が壊されてしまうことから、記録保存のため発掘調査をすることとなりました。では、どのようなものが見つかったのでしょうか。

🔦 はらはたいせき 原畑遺跡第1地点

調査地：朝霞市溝沼三丁目地内

期間：令和5年9月12日～9月27日

調査面積：157.52㎡

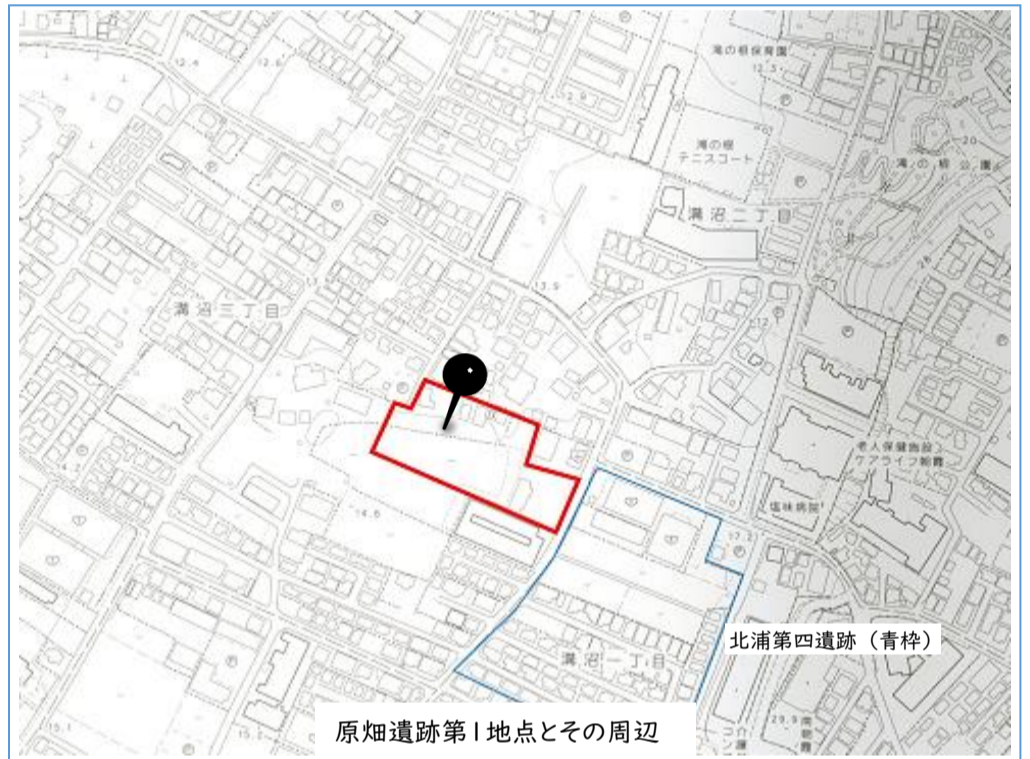
◆今回の調査では、土坑10基、ピット3基が確認されました。遺物は、縄文土器、土師器、陶磁器が出土しました

すべての遺構において、共伴する遺物が出土しなかったため、正確な時期は不明ですが、検出された土坑およびピットの大半は、埋まっている土や埋まり方、また近隣の発掘調査結果等から縄文時代の遺構であると考えられます。

今回、調査した地点は、黒目川の河岸段丘上、標高約13mのほぼ平坦な土地に位置しています。遺構には伴いませんでしたが、縄文土器や土師器といった遺物が出土しており、また近接する北浦第四遺跡第1地点では、同じ縄文時代の炉穴や、時代は異なりますが平安時代の住居跡も見つかっています。このようなことから、遺構が確認された当遺跡においても、何かしら人々の生活が営まれていたことが考えられます。

新しく見つかったこと、また調査するのも初めてということもあり、原畑遺跡がどのような性格を持った遺跡なのかは、今後の調査や整理作業を進める中で少しずつ明らかになっていくものと考えられます。

新たに確認された原畑遺跡は、どのような顔を見せてくれるのか楽しみです。



原畑遺跡第1地点とその周辺



検出された土坑とピット (A区)

※赤丸が土坑



検出された土坑とピット (B区)